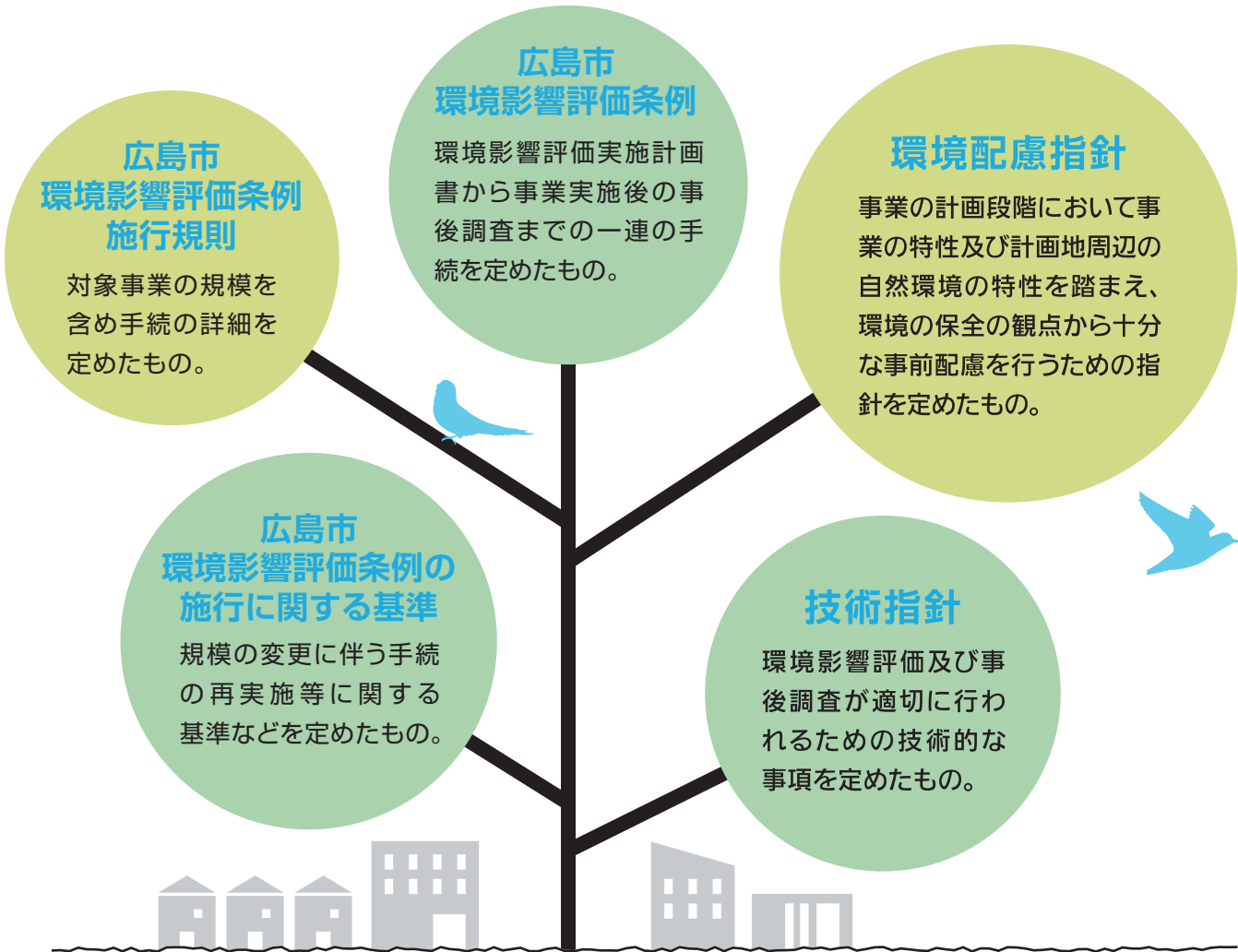




広島市は、緑豊かな山々、風光明媚な瀬戸内海、清らかに流れる河川などの豊かな自然に恵まれたまちです。
この豊かな自然環境を保全するとともに、自然の恵み、地域の特性等を生かしつつ、将来にわたって自然と調和した快適な都市環境を創造するために、環境影響評価制度がその一役を担っています。
広島市では、平成7年1月に「広島市環境影響評価要綱」を、平成11年3月に「広島市環境影響評価条例」を制定し、環境影響評価手続を実施しています。

● 環境影響評価制度とは

一定規模以上の開発事業等を行うに当たり、あらかじめ、事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果に対する市民の皆さんや専門家の方の意見を聴くことで、より環境に配慮した事業にしていくための一連の手続を行う制度です。
環境影響評価制度に関する規定は、環境影響評価法や各自治体が定める条例で定められており、広島市では下の図に示す広島市環境影響評価条例等において、手続のために必要な事項を定めています。



● 対象となる事業

条例の適用を受ける対象事業は、道路の新設等、別表に掲げる事業です。

● 環境影響評価項目

調査、予測、評価をする環境影響評価項目には、大気汚染、水質汚濁、騒音などといった「生活環境」に関する項目のほか、動物、植物、生態系などの「自然環境」、景観、触れ合いの場などの「人と自然との豊かな触れ合い」及び二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスなどの「環境への負荷」に関する項目があります。



市民の皆さんへ

環境を保全し、より快適な環境を創造することは、市民の皆さんの健康で安全かつ快適な生活に欠くことができないものです。
環境影響評価手続において事業者が作成する図書(※)は、一定の期間、環境局環境保全課や関係する地域の区役所、インターネットなどで自由に見ることができます。また、事業者は、これらの図書の内容を周知するための説明会を開催することになっています。
皆さんは、これらの手続を通して、事業者に環境保全の見地からの意見書を提出することができます。
事業者は、皆さんの意見などを踏まえて、より環境に配慮した事業となるよう検討を行ってまいりますので、御参加と御協力をお願いします。

※ 環境影響評価実施計画書(環境影響評価の項目や方法を示した図書)
環境影響評価準備書(環境影響評価の結果や環境保全のための措置を示した図書)

● 広島市環境影響評価条例の手続きフロー

